

本日、議員の皆様のご参集をいただき、6月県議会定例会を開会し、提出をいたしました諸案件のご審議を願うにあたりまして、その概要をご説明いたしますとともに、当面する諸課題について所信を述べさせていただきます。

説明に先立ち、去る6月6日に薨去されました故寛仁親王殿下に対しまして、謹んで哀悼の意を表したいと思います。

殿下は、早くから障害福祉や障害者スポーツなどの分野で多大な貢献をしてこられました。また、殿下の飾ることのない、親しみ深いお人柄は、私たちの心を明るくごませて下さいました。

平成5年にはびわこ学園を御視察いただくなど、本県へも数回お越しいただきました。

いつかまた、本県へお越しいただきたいと思っておりました矢先、悲報に接し、深い悲しみにつつまれております。

改めまして、141万県民の皆さんとともに心から御冥福をお祈り申し上げます。

はじめに、関西電力大飯発電所の再稼働問題について申し上げます。

これまで、大飯原発の再稼働問題については、去る4月17日に京都府知事とともに「国民的理解のための原発政策への7項目の提言」を政府に提出するとともに、5月1日には有識者による「滋賀県原子力防災専門委員会」を開催し、政府から説明のあった大飯原発の再稼働の必要性や京都府知事と共同提案した7提言に対する

回答について、原子力施設の安全性にとどまらず、地震・津波の影響や避難・防災体制など、幅広い観点からの知見をいただきました。

また、先の4月県議会臨時会においては、「国民的理解が得られない中での原子力発電所の再稼働をしないことを求める意見書」が議決されたところであり、その後の委員会においても、安全対策の根幹をなす安全基準の作成を政府に求める意見や、今夏の電力不足に対応するための具体的な対策を示すべきなどのご意見をいただきました。

市町については、5月17日に副市町長会議を開催するとともに、文書で各市町のご意見を伺ってまいりましたが、その中で、電力供給不足による住民生活や地域経済への影響を懸念する意見がある一方で、福島第一原子力発電所の事故原因が未解明であり、専門的な知見による判断がなされないままの再稼働について慎重な対応を求める意見が多く寄せられました。

経済団体とは、先月2回にわたり意見交換をさせていただく中で、この夏の電力不足に強い懸念を示され、計画停電の実施は絶対に避けてほしいとの強い要望をいただきました。

こうしたご意見を踏まえながら、関西広域連合委員会に出席し、細野大臣と斉藤官房副長官から、国の安全確保対策について2度の説明を受け、5月30日に関西広域連合として、「安全判断は暫定的であり、再稼働は限定的なものとして、政府に適切な判断を強く求める」との声明を発表するに至ったものでございます。

私は、暫定的な安全基準による安全性の検証しかなされていない中での再稼働は慎重であるべきと考えておりますが、この夏の電力需給のひっ迫を考慮し、関西広域連合の一委員としてぎりぎりの判

断をさせていただきます。

その後、隣接自治体として、関西広域連合の声明に加えて、今月6日に京都府知事とともに、未解決となっている課題や将来に向けた原発政策の道筋について再度提言を行い、早期に対策を実施するよう求めました。

京都府知事との先の提言および再度の提言に対しては、国において電力需給検証委員会が開催されるとともに、先に衆議院で可決され、現在、参議院で審議中の原子力規制委員会設置法案では、附則および付帯決議において「地方公共団体、住民、国、原子力事業者等との緊密な連携協力体制の整備」が明記され、地元自治体と住民参加の安全体制づくりに向けて第一歩を踏み出しました。

また、原子力規制委員会が設置されるまでの間については、大飯原発オフサイトセンターに特別な監視体制が整備され、滋賀県と京都府からも同センターに職員を派遣し、情報共有できる措置が講じられるなど、一定の対応をいただいたものと考えております。

しかしながら、今回示された安全基準は、あくまでも暫定的なものであることに加え、中長期的なエネルギー政策が示されておらず、また、万一の事故に備えた「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム」（いわゆる SPEEDI）情報が未だに本県には提供されておられません。

こうした中で政府は、6月16日、大飯原発3、4号機の再稼働を決定しました。この決定に先立ち野田総理大臣は、今月8日の記者会見で、「国民の生活を守るため再稼働すべきと判断した」と表明され、地元福井県の同意を得て、今回の決定に至ったわけでございます。しかし、原発の稼働においては、原発施設そのものの安

全性確保はもとより、立地地域での地震や津波の影響評価、地元も参加した防災体制などの危機管理体制の確立、さらには万一事故が発生した場合に被害を最小化させる防災・避難体制の整備など、「多重の安全性」が求められています。

本県といたしましては、まずは、原発立地自治体である福井県へのこれまでの取組に対する敬意と感謝を申し上げるとともに、県民の命と暮らしを守るため、さらには関西圏の命の水源地である琵琶湖の放射性物質による汚染を防ぐためにも、再稼働にあたっての安全対策を求め続けるとともに、新たに策定される国の原子力防災指針も踏まえながら、県の地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し・強化を進めてまいりたいと考えております。

次に、今夏の節電対策について申し上げます。

この夏の電力需給対策については、5月18日に開催された国の「エネルギー環境会議及び電力需給に関する検討会合」において、今夏の電力需給見通しがまとめられ、関西電力管内では、8月13日から15日を除いた7月2日から9月7日までの平日9時から20時の間において、平成22年の夏季に比べて15%以上の節電目標が設定されました。

これを踏まえ、5月30日に開催された関西広域連合委員会でも、家庭部門や産業・業務部門などの各種節電促進方策を盛り込んだ今夏の節電対策に取り組むことといたしまして、今月1日に開催した「第1回滋賀県緊急節電対策本部」においては、今夏の当面の節電目標を、平成22年の夏季に比べ15%以上といたしました。

また、12日に開催した第2回対策本部では、県民の皆さんへの

節電の呼びかけや、家庭・事業所での節電対策、県庁としての率先行動、さらには計画停電等の緊急事態など、万一の場合にも備えた対策などを盛り込んだ「夏の節電クールアクション2012」による総合的な節電対策の実施を公表いたしました。

併せて、県民生活や生産活動に係る各団体の皆さんと情報を共有し、各界に配慮した節電対策を進めるため、「滋賀県節電対策会議」を発足させました。

節電対策は、今夏の電力需給の改善といった一過性の目的だけではなく、災害対策や温暖化対策につながる中長期的な視点を持って取り組むべき課題であります。また、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入可能性を追求し、自立分散型、地産地消型のエネルギー構造への転換を進めなければなりません。こういった取組の一つひとつが原子力発電所への依存度を徐々に少なくして、ゆくゆくは卒業できるような「卒原発」にもつながる第一歩であると考えております。

県民の皆さんにおかれましても、自らが使うエネルギー供給のしくみに一層の関心をお持ちいただき、節電・省エネ・蓄エネ等の取組にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、地方分権・地域主権改革について申し上げます。

地方分権・地域主権改革については、県としても積極的に推進してきたところでありますが、中でも国の出先機関改革については、全国知事会とも連携し、関西広域連合の一員として、近畿の経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の3機関の事務・権限や、財源・人員をそのまま地方に移管する、いわゆる「丸ごと移管」を求めて

まいりました。

国においては、「地域主権戦略会議」などでの議論や、関係省庁との調整を重ねられ、去る6月8日に開催された「アクション・プラン」推進委員会では、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律（案）」が示されるに至ったところでございます。

この法案をもとに、国の出先機関が移管されますと、これまで国が行ってきた事務が、地域住民のガバナンスの下に置かれることにより、一層公正性・透明性が向上し、市町や県民の皆さんの意思が反映されるようになりますし、これまでの省庁の縦割りではなく、横つなぎの総合行政が展開されることにより、効果的で迅速な事業が実施できることとなります。

まさに、地域の判断と責任において諸課題に取り組むことができる、「地方分権・地域主権改革」の大きな一歩を踏み出すこととなりますが、長年続いた国と地方の関係が大きく変わることから、慎重な対応を求める声もいただいております。

国出先機関改革の実現に向けては、まだまだ紆余曲折が予想されますが、県議会や市町のご意見もお伺いしながら、県民の皆さんにとって実りある改革となるよう、着実に推進していく決意でございます。

それでは、今議会で提出しております案件の概要につきまして、ご説明いたします。

まず、議第109号の一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算案については、今夏の電力不足への対応として、県庁が率先して取り組む節電やピークカット対策、家庭や事業者向けの啓発、節電への取組支援、計画停電等の緊急事態に備えた対応を行うほか、再生可能エネルギー等の導入を推進する取組や、特別支援学校の児童・生徒の急増に対応するため、高等養護学校の整備に必要な経費等といたしまして、総額で14億8,339万5千円の増額補正を行おうとするものでございます。

主な内容について申し上げますと、県立文化施設の無料開放に伴う必要経費をはじめ、緊急事態に備えた在宅療養患者の一時入院受入体制の整備や、交通信号機を正常に稼働させるための経費、また、中小企業者等が取り組まれる節電対策への支援等に必要な経費などでございます。

次に、条例案件でございますが、

議第110号は、個人県民税に係る寄附金税額控除の対象となります寄附金を拡大しようとするものでございますし、議第111号は、醒井養鱒場におきまして、指定管理者制度を導入するために必要となります規定の整備などを行おうとするものでございます。

議第112号は、社団法人滋賀県造林公社が、財団法人びわ湖造林公社を吸収合併したことに伴う規定の整理などを行おうとするものでございますし、議第113号は、下水道法の一部改正に伴い、流域下水道の構造の技術上の基準等を条例で定めようとするものでございます。

議第114号は、ノーマライゼーション理念の実現と障害者の社会的自立および職業的自立に向けた教育を行う特別支援学校として、新たに愛知高等養護学校を設置しようとするものでございます

し、議第 1 1 5 号は、大津市における住居表示の実施に伴い、大津北警察署が管轄する地域の表示を改めようとするものでございます。

議第 1 1 6 号は、本県警察職員が東日本大震災に対処するため災害応急等作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当について、支給対象となります区域や額を改めようとするものでございます。

次に、その他の案件でございます。

議第 1 1 7 号は、契約の締結について、議第 1 1 8 号は、財産の取得について、また、議第 1 1 9 号は、関西広域連合規約の変更について、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。